

令和7年度第1回小金井市青少年問題協議会

日 時 令和7年10月30日(木) 午前10時~午前10時40分

場 所 小金井市役所本庁舎3階 第一会議室

出席委員 17人

会 長 白井 亨 会長

委 員 天野 かな 委員 ながとり 太郎 委員 安田 けいこ 委員

遠藤 百合子 委員 黒須 よし江 委員 渡邊 真伍 委員

岡部 静明 委員 増田 亮 委員 塩原 真一 委員

森 靖子 委員 八下田 友恵 委員 宅島 孝喜 委員

武内 涉 委員 古橋 悦子 委員 大熊 雅士 委員

梅原 啓太郎 委員

欠席委員 6人

委 員 太田 宏徳 委員 高橋 秀樹 委員 小紫 かおり 委員

平井 正博 委員 矢崎 新士 委員 堤 直規 委員

事 務 局 児童青少年課長 平岡 美佐

児童青少年係長 清水 康之

傍 聴 者 0人

1 開会

平岡課長

定刻を過ぎましたので、会を始めさせていただきたいと存じます。

本日はお忙しい中、御出席いただきまして、誠にありがとうございます。児童青少年課長の平岡と申します。議題に入るまでの間、進行を務めさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

開会に先立ちまして、事務局から何点が御案内させていただきます。

本日の配付資料についてでございますが、次第のほか、次第の下部に配付資料の一覧を記載しておりますので、不足等がございましたら、お申しつけください。

次に、会議の運営方法について説明させていただきます。配付しております「小金井市青少年問題協議会の運営方法等について（案）」という資料を御覧ください。

初めに、項目1の会議録についてでございます。会議録の作成方法につきましては、小金井市市民参加条例施行規則第5条において、全文記録、発言者の発言内容ごとの要点記録、会議内容の要点記録のいずれかについて、会議内容等に応じ適切な方法を委員会に諮った上で選択することとしてございます。

事務局としましては、前期に引き続きまして、全文記録とさせていただきたいと考えてございますが、皆様、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

ありがとうございます。それでは、会議録につきましては、全文記録を採用することといたします。

次に、項目2、会議の公開につきましては、小金井市市民参加条例第6条の規定によりまして、会議は原則として公開となります。

次に、項目3、会議の傍聴につきましては、次ページに添付してございます「小金井市附属機関等の会議に関する傍聴要領」に沿って対応してまいります。

最後に、項目4、意見・提案シートの取扱いについてでございますが、傍聴者の方の意見を積極的に反映できるようにするため、傍聴にいらっしゃった方に資料と一緒に配付し、意見がある方から事務局に提出してもらう仕組みとなっております。

意見・提案シートが提出された場合につきましては、氏名を含めて、原文のまま、会議録と併せて正式資料として公開いたしますが、無記名の場合は参考資料として委員へ配付するにとどめたいと思います。

また、公序良俗に反する内容や個人情報に関する内容等の場合は配付を行わず、内容の一部がそのような内容の場合は該当部分を黒塗りにして配付するものといたします。

こちらの意見・提案シートは、協議会開催日の1週間前までに提出されたものにつきましては、次回の協議会において配付するものとします。

事務局からの説明は以上となりますので、これより具体的な議題に入りたいと思いますが、会長につきましては、小金井市青少年問題協議会条例第2条第2項の規定により、市長が務めることとなります。

議事の進行につきましても、会長が務めることとなりますので、以降の進行につきましても、会長にお願いしたいと思います。市長、よろしくお願いいたします。

白井会長 改めまして、皆様、おはようございます。市長の白井でございます。会長を務めさせていただいております。

本日は、大変お忙しい中、御出席をいただきまして、ありがとうございます。

日頃より青少年の健全育成のため、多大なる御協力、御尽力を賜り、厚く御礼を申し上げます。ありがとうございます。

本協議会は、昭和34年に発足して以来、多くの委員の方々が時代によって刻々と変化する青少年を取り巻く問題に関する調査や審議を行ってまいりました。

また、青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の適切な実施のため、現在の小金井市の子どもたちを取り巻く環境について、関係行政機関の皆様と相互に連絡調整を行うことも本協議会の重要な役割となっております。

短い時間ではございますが、忌憚のない御議論をお願いしたいと考えておりますので、どうぞよろしく願います。

議題に入る前に、委員改選後、初めての協議会開催となりますので、委員の御紹介をさせていただければと思います。

それでは、事務局、願います。

平岡課長 それでは、事務局から紹介をさせていただきます。

配付資料2の「小金井市青少年問題協議会委員名簿」の記載順に御紹介をさせていただきます。

初めに、本協議会の会長を務めます市長の白井です。

白井会長 着座ということで、市長の白井でございます。よろしく願います。

平岡課長 続きます、天野委員でございます。

天野委員 天野でございます。よろしく願います。

平岡課長 続きます、ながとり委員でございます。

ながとり委員 ながとりです。よろしく願います。

平岡課長 続きます、安田委員でございます。

安田委員 安田です。よろしく願います。

平岡課長 続きます、遠藤委員でございます。

遠藤委員 よろしく願います。

平岡課長 次に、学識経験者選出の委員を紹介いたします。

初めに、小金井市子供会育成連合会の黒須委員でございます。

黒須委員 よろしく願います。

平岡課長 次に、小金井青年会議所の渡邊委員でございます。

渡邊委員 よろしく願います。

平岡課長 次に、小金井市体育協会の岡部委員でございます。

岡部委員 よろしく願います。

平岡課長 次に、小金井第一小学校の増田委員でございます。

増田委員 よろしく願います。

平岡課長 次に、緑中学校の塩原委員でございます。

塩原委員 よろしく願います。

平岡課長 次に、市立小中学校PTA連合会の森委員でございます。

森委員 よろしくお願ひします。

平岡課長 次に、小金井市社会福祉協議会の八下田委員でございます。

八下田委員 よろしくお願ひいたします。

平岡課長 次に、北多摩東地区保護司会小金井分区の宅島委員でございます。

宅島委員 よろしくお願ひいたします。

平岡課長 次に、関係行政庁選出の委員を紹介いたします。

武内委員 東京保護観察所立川支部の武内委員でございます。

平岡課長 武内でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

古橋委員 次に、市職員選出の委員を紹介いたします。

平岡課長 初めに、本市副市長の古橋委員でございます。

大熊委員 古橋です。よろしくお願ひいたします。

平岡課長 次に、本市教育長の大熊委員でございます。

梅原委員 よろしくお願ひします。

平岡課長 次に、本市企画財政部長の梅原委員でございます。

平岡課長 よろしくお願ひします。

なお、本日は欠席となっておりますが、小金井市青少年健全育成6地区連合会の高橋委員、多摩府中保健所の平井委員、小金井警察署の小紫委員、小平児童相談所の矢崎委員、本市子ども家庭部長の堤委員を加えた合計23人の構成となっております。

続きまして、事務局の紹介をさせていただきます。

改めまして、私、児童青少年課長の平岡と申します。よろしくお願ひいたします。

続きまして、児童青少年課児童青少年係長の清水と申します。

清水係長 よろしくお願ひいたします。

平岡課長 皆様、これからどうぞよろしくお願ひ申し上げます。

事務局からは以上でございます。

白井会長 皆様、どうぞよろしくお願ひいたします。

2 議題

白井会長 それでは、議題に入っていきたいと思ひます。

初めに、議題の(1)副会長の互選を議題といたします。

小金井市青少年問題協議会条例第4条第2項の規定により、本協議会に副会長を置くこととしております。

副会長の職務としては、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理することとなります。

青少年問題協議会条例第4条第3項の規定では、委員の互選により選任することとなっております。

委員の皆様から選出方法について特段の御意見がなければ、従前より青少年健全育成6地区連合会選出の委員に担っていただいておりますので、今期もそれに倣って選出したいと考えておりますが、皆様いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

白井会長

異議なしというお言葉をいただきました。

なお、本日欠席の青少年健全育成6地区連合会選出の高橋委員に事前確認の上、御承諾の旨、承っております。それでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

白井会長

ありがとうございます。御異議がないようですので、青少年健全育成6地区連合会の高橋委員を副会長に選出することといたします。

次に、議題(2)会長職務代理の指名を議題といたします。

青少年問題協議会条例第4条第5項の規定により、会長及び副会長ともに事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員が会長の職務を代理することとなっております。

今期の会長職務代理につきましては、古橋委員を指名させていただきます。よろしくお願いたします。

次に、議題(3)過去に実施した意見具申、答申、提言等について及び議題(4)今後の審議についてを一括して議題としたいと思っております。

事務局から資料が提出されておりますので、説明をお願いいたします。

清水係長

それでは、皆様にお配りさせていただいている資料3を御覧ください。こちらの資料は、今期の調査審議テーマを決定する際の参考として配付をさせていただいている資料となります。

今後の審議の進め方について、併せて御説明させていただきます。

従前の進め方を申し上げますと、調査審議テーマの選定及び具体的な検討につきましては、本協議会に専門委員会を設置し、その中で協議をいただいております。

従前ですと、専門委員会は10名程度で構成されており、専門委員会における協議内容については、本会議に適宜報告を行うという流れで運営をしております。

事務局といたしましては、特に御異議がなければ、今期についても従前のおり専門委員会を設置の上、今期のテーマ選定等から進めていきたいと考えております。

説明は以上です。

白井会長

ありがとうございます。

事務局からの説明が終わりました。従前のおり、専門委員会を設置の上、審議テーマ等の選定し、検討を進めていきたいとの提案が事務局からございました。

今期もこのとおりに進めさせていただくということですのでよろしいでしょうか。初めて委員になられた方もいらっしゃると思うので、もし何か分からないことがあれば、御質問していただいても結構ですけれども、大丈夫ですか。

(「異議なし」の声あり)

白井会長

分かりました。ありがとうございます。特に異議はございませんでしたので、事務局提案のおりに進めさせていただきます。

なお、専門委員会の委員につきましては、青少年問題協議会条例施行規則第3条の規定により、市長が指名することとなっております。

従前より、青少年健全育成6地区連合会、子供会育成連合会、市立小中学校長会、市立小中学校PTA連合会、社会福祉協議会、北多摩東地区保護司会小金井分区、多摩府中保健所、東京保護観察所立川支部から選出された委員に専門委員をお願い

しておりましたので、今期も同様をお願いをしたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

専門委員会の開催等について、事務局から説明をお願いいたします。

清水係長

事務局です。

第1回の専門委員会の開催につきましては、現在、年明けの1月頃の開催を予定しております。

なお、専門委員会において選定するテーマについて、最近の青少年を取り巻く環境を踏まえて決定していくこととなりますが、こんなテーマを取り上げてほしいというものがございましたら、取りまとめて専門委員会の場でお伝えさせていただきたいと思っておりますので、何か御意見がございましたら、11月末まで時間を取っておりますので、開催通知の下部に記載してあります事務局のメールアドレスまで御連絡をいただけたらと思います。

なお、配付いたしました資料3に、過去5期の本市青少年問題協議会の調査テーマの一覧及び下部には近隣市の検討状況について記載をさせていただきました。

近隣でテーマ設定をして行っている自治体が令和7年4月現在、西東京市と国分寺市となっておりますが、国分寺市につきましては、本年7月から会議が休止となっております。西東京市の今期のテーマにつきましては、オンライン時代の居場所、国分寺市の令和6年度、直近期のテーマにつきましては、不登校問題についてということで、本市と同様な形で専門委員会等を設置の上、検討を行っている例がございます。

なお、この場で何か御意見等がございましたら、こういったテーマを取り上げてほしいということで、事務局までお伝えをいただければと思いますので、どうぞよろしくお願いたします。

事務局からは以上です。

白井会長

ありがとうございます。

審議テーマについて意見があれば、事務局までということでもございました。最近の社会情勢等を踏まえて、青少年に関する指導、育成など、取り上げてほしいテーマがございましたら、事務局まで御連絡をいただきたいと思っております。

この場で何か御意見がある委員の方はいらっしゃいますでしょうか。

ちょっと補足しますと、初めての方もいらっしゃるかもしれませんので、資料3でお配りしている調査テーマ等、過去5年間にわたってこういうテーマに基づいて専門委員会で調査をし、大体についてアンケート調査をこのテーマに沿って実施して、何らかのアウトプットにまとめるということです。これをどういうふうに配付しているんですか。

清水係長

前期につきましては、保護者と児童生徒に配付をさせていただいております。

白井会長

小中学校で配付するということですね。

清水係長

はい。

白井会長

こういうそれぞれのテーマについて、アンケート調査をし、それを取りまとめたものをこういうパンフレットなどの形にまとめ、小中学校に配付し、こういった青少年に関する問題について、広く小中学校の児童生徒及び保護者の皆さんに現状を

共有し、分かっていたとということですが。

なので、取り上げるテーマについて、過去5年間でいうと、地域力、子どもの居場所、子どもの権利、コロナ禍の実態、SNSの利用と親子との関わり、こういうふうにテーマを設定してきたところでございます。

もし現段階で何か御意見がある方がいらっしゃいましたら、お聞きしたいと思いますが、いかがでしょうか。

安田委員。

安田委員 今、子どもたちの状況ですごくいろいろな問題があって、特に虐待とか、そういったことが非常に顕在化しているかなと思うのですけれども。

白井会長 虐待ですか。

安田委員 虐待。虐待とか、幼い頃のトラウマ体験がその後の子どもの成長過程において、病気がちになったりとか、就業が難しくなったりとか、そういったことも言われておりますし、学校が本当に安心できる場所なのかということが、今、問われているかなと思います。教員による盗撮とか、そういったことも本当に深刻な問題かなと思っております。

あと、子どもの自殺率というのも高止まりしているということも本当に深刻な状況だなと捉えているところです。なので、そういった調査、子どもが安心して相談できるところがあるのかとか、そういった体験、虐待ですとか、いじめですとか、いろいろな子が傷を負うようなこと、どれぐらい子どもたちが感じているのかとか、そういった実態調査が必要なのではないかなと思っております。この場でそれがふさわしいかどうか分からないんですけれども、そういった調査はどうかと思うところです。

以上です。

白井会長 ありがとうございます。

虐待とか、いろいろな具体的な事例も挙げられましたけれども、要するに子どもたちが安心して相談できる、そういう環境にあるのかどうかということについて、例えば調査する必要があるのではないかと。入り口というか、いろいろな事柄が起こることに対して、子どもたちを守る手だてとして、まずそういう相談ができる場所とか、子どもたちが困ったときにちゃんと言える場所があるかどうか、恐らくそういうことですね。

安田委員 そうですね。

白井会長 それは何か以前やりませんでしたか。

平岡課長 事務局です。

子どもの居場所ですとか、子どもの権利というところで、4期とか、3期前のところでも触れられているところではございます。また、教育委員会でも会議体等を持っているということもありますので、事務局としてどういったテーマで近隣市が検討されているのかも含めて、検討させていただきたいと思っております。

白井会長 ありがとうございます。

遠藤委員。

遠藤委員 私は今までも青少年問題協議会に何度か参加させていただいたことがございます。

それで、私が提案させていただきたいのは、安田委員の御提案も本当にいいことだなと思ってはいるんですけども、コロナ禍の時点で子どもたちは給食を食べるときも孤食、壁に向かって食べるというような実態があったりして、例に取るとということでございまして、コロナ前の子どもたちとコロナを経た今、コミュニケーション能力ということを考えて、やはりもうちょっとフェース・トゥー・フェースで子どもたちと向き合って、顔を相對しながら、子どもたちのコミュニケーション能力をさらに豊かにしていくために、小金井の子どもたちは非常にいい教育をしていると私も思っています。教育委員会の方、それから、小中学校の先生方も非常に努力してくださっていると思っるところではあるんですけども、さらに子ども一人一人のコミュニケーション能力を高めていくためにはどうしたらいいかという視点で取り上げていただけたらうれしいなと思っております。

白井会長

ありがとうございます。コミュニケーション能力についてですね。貴重な御意見です。

遠藤委員

ちょっと抽象的かもしれないんですけども。

白井会長

いえいえ、非常に重要な視点だと思っております。それをどう調査するのかがすごく難しいなとは思ったんですけども、ただ、今の子どもたちに関する課題の一つだと思います。一つそういう御提案もございました。

ほかに何かございますか。テーマではなくても、例えば子どもたちにまつわる環境について気になっていることとか、それぞれのお立場で、特に最近の情勢を見て気になっていることとかがあるかと思っておりますので、そういうものでも結構なので、意見として出していただければと思うんですけども、いかがでしょうか。

ながとり委員。

ながとり委員

少し私も調べてみたんですけども、やはり自分の子どもの経験及び昨今の情勢を踏まえて、先ほど安田委員がおっしゃっていたことと近いかと思っておりますが、メンタルヘルスのことと、それを相談できる場所、環境などについて、ちょっと曖昧ですけども、興味がありますので、それが掘り下げられればと思います。以上です。

白井会長

ありがとうございます。メンタルヘルスという言葉も出ました。相談できる場所とか、環境について調査してはどうかということですか。

ながとり委員

現状と、それから、それについて多分子どもたちが抱えてしまうということがあのではないかと思っておりますので、それが相談できる環境があるか。もちろんあるわけですけども、その辺について。

白井会長

そういう御意見もいただいたところです。

ほかに何か皆さんのほうで、最近気になっていることはございますか。

黒須委員。

黒須委員

メンタルヘルスのことなんですけれども、最近は、国としてインターネット、SNSを使うのを小中学校で禁止したりとか、学校ではスマホを使わせないとか、スマホを使うことによるメンタルの問題とか、あと、視力の問題とか、すごく視力が低下しているとか、そういう問題もすごくあると思うので、そういうインターネットのことも聞いていったらどうかなと思うんですけども、結構そうやって禁止し

て、もう使うのはやめましょうみたいな国があるということは、先にそういうふう
に始めた国に結果が出てきているという現状があると思うので、では、今の小金井
市はどうかとか、日本はどうかとか、そういう問題も大事なかなと思いました。

白井会長

ありがとうございます。今回まとめたSNSの正しい使い方、これをさらに深掘り
するというか、これに関連してそういう具体的な影響みたいなどの調査に入
ったらどうかという、こういう御提案ということでよろしいですね。ありがとうご
ざいます。

ほかはいかがですか。現時点ではよろしいですか。

それでは、先ほど事務局からも御案内いたしました、もし委員の皆様のおかげで、
こんなテーマを取り上げてほしいというものがございましたら、専門委員会の場合
でも伝えさせていただきたいと思いますので、11月末までに事務局まで御連絡をい
ただけると幸いです。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、この件についてはよろしいですか。引き続き、専門委員会の皆さんも
よろしく願います。

それでは、次に、議題の（5）その他を議題といたします。

本日は、関係行政機関の委員の方々に御出席いただいておりますので、青少年を
取り巻く問題や課題等に関する近況について御報告をいただきたいと思ひます。

それでは、東京保護観察所立川支部の武内委員、願います。

武内委員

改めまして、東京保護観察所立川支部で保護観察官をしております、武内と申し
ます。どうぞよろしくお願いいたします。

保護観察所という役所は、あまり聞き慣れないかもしれないんですけども、法
務省の出先機関でございます、全国の都道府県に最低1か所設置されている役所
でございます。東京都には霞が関の法務省、本省と同じ建物にある東京保護観察所
の本庁と、あと、私が所属しております多摩地区を管轄する立川支部と2か所、保
護観察所があるということになっております。私は立川支部で小金井市を担当させ
ていただいております。

保護観察所で扱う少年は、家庭裁判所で保護観察処分を受けた少年と、家庭裁判
所で少年院送致の決定を受けて、少年院で矯正教育を受けて、仮退院という形で社
会に戻ってきた少年ということになります。

私は今年の4月から小金井市を担当しているんですけども、小金井市に限って
いますと、少年のケースは大体年間5人いるかないかぐらいの担当の数となっ
ております。これは従前と比べましても同等の傾向でございます、増えてもいな
いが、減りもしない、横ばいといった形になっているかと思ひます。

保護観察は、私、保護観察官ですけども、保護観察官だけではなくて、今日た
また私の隣にいらっしゃいます保護司の宅島先生と一緒にしております。保護
司というのは、法務大臣から委嘱された民間のボランティア、非常勤の国家公務員
という立場ではございますが、無報酬でやっただけというボランティア
になります。小金井市におきましても、いろいろな関係機関の御協力をいただきま
して、保護司会の保護司の先生方が日夜活躍、活動されております。

例えばですけれども、法務省が主唱する社会を明るくする運動という運動がござ
いますが、こちらの一環として、今年の7月26日の土曜日に武蔵小金井駅前での
阿波おどり大会の際は、啓発グッズを配布させていただいたり、あと、直近ですけ
れども、10月11日に同じ駅前で小金井市の保護司の皆様が刑務所でつくった刑
務所作業製品の販売を行うなど、今、申し上げた活動は本当に一端なんですけれ
ども、保護司の皆様は保護観察となっている人たちの処遇以外にも、地域社会、小
金井市のために様々な活動を精力的に行っていただいております。

皆様方におかれましては、保護司活動に引き続きの御理解と御協力をいただけれ
ばなと思っております。どうぞよろしく願いいたします。ありがとうございます。

白井会長

ありがとうございます。

今、御紹介のあった10月11日に販売された刑務所でつくられた製品なんです
けれども、これ、買いました。

武内委員

ありがとうございます。

白井会長

とてもいいです。

武内委員

ありがとうございます。函館少年刑務所でつくっている刑務所作業製品で、マル
獄シリーズという、インターネットで調べていただいたら結構出てくるものです。

白井会長

市長が獄をつけているというのはという御意見もあるのですけれども、ただ、こ
れは逆にそういうものですよという宣伝にもなるかなと思っていて、ちょっと積極
的に使わせていただいております。

武内委員

ありがとうございます。

白井会長

それは余談でした。

せっかくですから、何か聞きたいこととか、御質問があれば。

小金井市の少年は年間5人程度というお話でしたが、人口規模によっても違うん
ですけれども、これは多いとか、少ないとか、特にそういう特徴はないんですかね。

武内委員

多いか少ないかと言われれば、少ないほうに分類されるのかなとは思っていま
すが、小金井市で非行をして保護観察となった方だけではなくて、例えば小金井市以
外の場所で非行をして、でも、住んでいる場所が小金井市だから、小金井市で保護
観察を受けるというようなカウントになるので、なかなかそこら辺は難しいところ
があるのかなと。あと、やはり年によっても若干変動があったりとかしますので、
一概にこうだというのはなかなか申し上げるのは難しいかなと思います。

白井会長

分かりました。ありがとうございます。

特に御質問とかはよろしいですか。ありがとうございます。

ほかに特段何かここで共有しておきたいこととか、皆様からございましたら、お聞
きしますが、よろしいですか。

教育長、何かありますか。

大熊委員。

大熊委員

昨日の段階で問題行動調査の数字が出ました。不登校の数は今まで急激に伸びて
いたんですけれども、全国的に見ると横ばいという形になって、今、調べています。
昨日の段階なので、まだ細かくは分析できていないんですけれども、グラフを見る
と、少し穏やかになっているという感じが読み取れます。

これからも小金井の不登校のためにいろいろとやっていきたいと思うんですけども、全国の数字も見ながら対応策を考えていきたいと、そんなふうに思っているところです。

昨日発表されたので、見ていただくと分かると思うんですけども、文部科学省の中の問題行動調査のところの表でございます。

白井会長
大熊委員

今朝の報道で出ていましたね。

はい。昨日の夜にインターネット上に出ていて、それが見られなかったので、今日の朝、見ました。

もう少し付け足しさせていただくと、今年から不登校のカウントが少し変わっていて、ICTを活用することによって出席扱いした人数であるとか、学校外のところに通うことによって出席扱いしたというような数字も発表されています。ですから、そういう意味では、不登校の数は横ばいと言っているけども、本来の数と少し違うのではないかという分析をしたいなと思っているところです。言っている意味は分かりますか。だから、本当は学級に入れない子どもの数というのをもう少し明らかにしていかなければいけないなと思っています。

白井会長
大熊委員

実態として、数字が小さく出ているのではないかということですね。

そうです。多様な学びということでは、それはいいことなのかもしれないんですけども、しっかり子どもの困り感に寄り添った対応をしていきたいと、そんなふうに思っているところです。

白井会長

分かりました。ありがとうございます。

ほかに委員の方々から何か御意見、共有したいこととかございますか。よろしいですか。

それでは、以上で議題の（５）その他については終了といたしたいと思います。

これをもちまして、本日の議題は終了となりますが、連絡事項等、共有したい内容がある方はいらっしゃいますでしょうか。

ないようでしたら、これをもちまして、本日の協議会は閉会とさせていただきます。

本日は、お忙しい中、御出席いただきまして、ありがとうございました。